

内閣参賞四五第一号

昭和三十八年十二月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

参議院議長 重宗 三殿

参議院議員瀬谷英行君提出地方自治法における争訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員瀬谷英行君提出地方自治法における争訟に関する質問に対する答弁書

地方自治法第二百五十五条の四に規定する争訟のうち市町村の境界に関する裁定等に関する効力を争う訴訟は、別表のとおり不服の申立てに対する決定、裁決等に不服がある者に対してのみ認められているものであるので、行政事件訴訟法第八条第二項が適用される余地はない。

しかし、選挙管理委員会において行なう資格の決定に関する効力を争う訴訟については、行政事件訴訟法第八条第二項の適用があるものと解する。

なお、前段の場合においては、地方自治法第二百五十七条第二項の適用がある。

別表

事項	提起	期間	管轄	裁判所
1 市町村の境界に関する裁定(決定)	裁定書又は決定書の交付を受けた日から三〇日以内(自治法九〇、九二(四))	取消訴訟について三箇月以内(行訴法一四①)		行政庁の所在地の裁判所 二等(行訴法一)
2 市町村の境界の確定	(一) 調停又は裁定に適しないと認め關係市町村に通知したとき(自治法九〇前段) (二) 調停又は裁定の申請の日から九〇日以内に調停に付されないときもしくは調停により確定しないとき又は裁定がないとき(同後段)			
3 直接請求の署名簿の署名	(一) 選挙の決定のあつた日から一四日以内(自治法七四の二③前段)		(一) 選挙の所在地を管轄する地裁(自治法七四	

4 解散、解職の投票、解職の議決	3に同じ (一) 選管の裁決書の交付を受けた日から一四日以内(同条⑨)	の二⑧前段、⑫ (一) 選管の所在地を管轄する高裁(同条⑨、⑫)
5 議会で行なう選挙、決定	自治大臣又は都道府県知事の裁決のあった日から二一日以内(自治法一八⑤)	3に同じ
6 再議決、再選挙	自治大臣又は都道府県知事の裁定のあった日から六〇日以内(自治法一七六⑦)	3に同じ
7 住民の賛否投票	決定書もしくは裁決書の交付を受けた日又は決定書もしくは裁決書の要旨の告示の日から三〇日以内(公選法二〇三①二〇七①)	選管の所在地を管轄する高裁(公選法二一七)